

介護保険サービスと障害福祉サービス等の対応関係

共生型サービスの対象は、高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用を促進する観点から、介護保険優先原則が適用される介護保険と障害福祉（障害児含む）両方の制度に相互に共通するサービス

	介護保険サービス		障害福祉サービス等
ホームヘルプサービス	訪問介護	↔	居宅介護 重度訪問介護
デイサービス	通所介護 (地域密着型を含む)	↔	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） 自立訓練（機能訓練・生活訓練） </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） 放課後等デイサービス（同上） </div>
ショートステイ	短期入所生活介護 (予防を含む)	↔	短期入所
「通い・訪問・泊まり」といったサービスの組み合わせを一体的に提供するサービス※	(看護) 小規模多機能型居宅介護 (予防を含む)	➔	生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） 放課後等デイサービス（同上）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通いサービス ・ 泊まりサービス ・ 訪問サービス 		短期入所 (泊まり) 居宅介護 } (訪問) ※共生型サービスの対象外となるが、既存制度に置いて実施可能 重度訪問介護

※ 障害福祉サービスには介護保険の小規模多機能型居宅介護と同様のサービスは無いが、障害福祉制度の現行の基準該当の仕組みにおいて、障害児者が（看護）小規模多機能型居宅介護に通ってサービスを受けた場合等に、障害福祉の給付対象となっている。

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制

○既存の制度による解決が困難な課題

課題の複合化

- ・高齢の親と無職独身の50代の子が同居(8050)
 - ・介護と育児に同時に直面する世帯(ダブルケア)等
- ⇒各分野の関係機関の連携が必要

制度の狭間

- ・いわゆる「ごみ屋敷」
- ・障害の疑いがあるが手帳申請を拒否 等

高齢者

地域包括ケアシステム

【地域医療介護確保法第2条】

【高齢者を対象にした相談機関】

地域包括支援センター

共生型
サービス

生活困窮
者支援

障害者

地域移行、地域生活支援

【障害者を対象にした相談機関】

基幹相談支援センター 等

子ども・子育て
家庭

【子ども・子育て家庭を対象にした相談機関】

地域子育て支援拠点

子育て世代包括支援センター

等

土台としての地域力の強化

「他人事」ではなく「我が事」と考える地域づくり

「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化

「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(概要)
 (地域共生社会の実現に向けた取組の推進(新たに共生型サービスを位置付け))

見直し内容

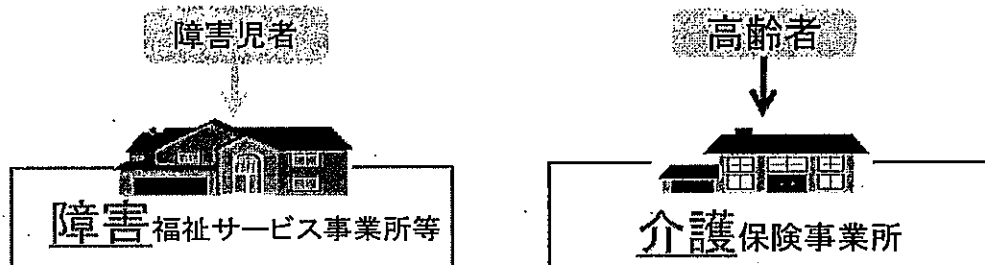
5月26日成立、6月2日公布

○ 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置付ける。

(注)具体的な指定基準等の在り方は、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定にあわせて検討。

現行

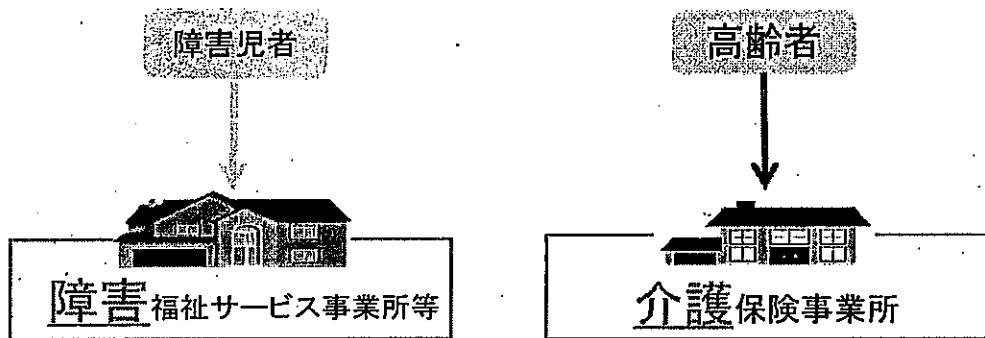
サービスを提供する場合、
それぞれ指定基準を満たす必要がある



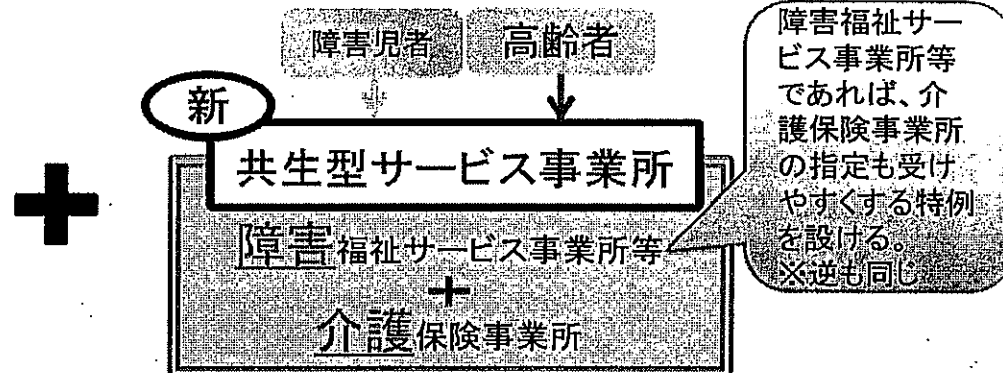
【課題】

- 障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は、介護保険サービスの利用が優先されるため、従来から障害福祉サービス事業所を利用していた障害者が高齢者となった場合に、馴染みの事業所を利用し続けられないことがある。
- 高齢化が進み人口が減少する中で、サービスの提供に当たる人材の確保が難しくなる。

改正後



新たに共生型サービスを位置付け



※対象サービスは、①ホームヘルプサービス、②デイサービス、③ショートステイ等

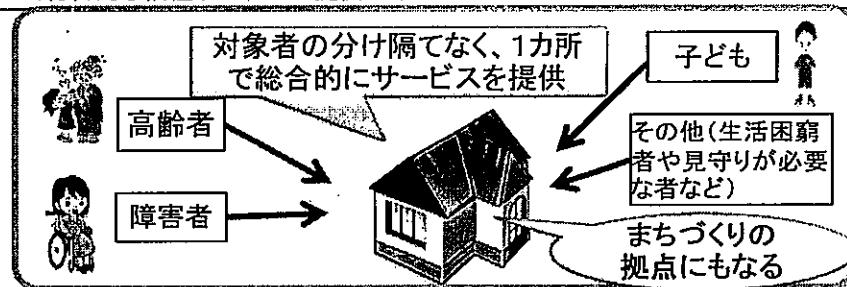
地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン(概要)

(平成28年3月)

ポイント

- 兼務・共用の取扱いが明確でない人員・設備の取扱いについて、現行制度で運用上対応可能な事項を明確化し、高齢者、障害者、児童等の福祉サービスの総合的な提供の阻害要因を解消。

<総合的な福祉サービスの提供のイメージ>



明確化する事項

- 高齢者、障害者、児童等の福祉サービスを組み合わせ、合わせて福祉サービスを総合的に提供する際の、以下の①～③の事項を明確化。

<福祉サービスを総合的に提供する際に利用が想定されるサービス(例)>

高齢者等	通所介護、小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護 等
障害者	生活介護、短期入所、機能訓練、就労継続支援(A型、B型)、放課後等デイサービス 等
児童	保育所、小規模保育事業、地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業 等

① 兼務可能な人員

・管理者、代表者、医師、栄養士、調理員

② 共用可能な設備

【基準上規定がある設備】

・食堂、居間、機能訓練室、訓練・作業室、指導訓練室、浴室、医務室、静養室、事務室、相談室、調理室、洗面所、洗濯室、非常災害に際して必要な設備、便所 等

【基準上規定がない設備】

・玄関、廊下、階段、エレベータ、送迎バス

※高齢者、障害者、児童等がそれぞれ利用する設備を区切る壁等の設置が不要なことも併せて明確化

③ 基準該当障害福祉サービス等(注)が活用可能であること

高齢者、障害者、児童等に対する福祉サービスの総合的な提供を実施する場合は、基準該当障害福祉サービスを実施することが可能であることを明確化。

(注) 基準該当障害福祉サービス等:指定障害福祉サービスや指定通所支援としての基準は満たしていないが、介護保険事業所等の基準を満たす事業所であり、市町村が認めたものにおいては、当該事業者が障害者(児)を受け入れた場合、基準該当障害福祉サービス等として特例介護給付費等が支給。

(参考) 共生型福祉施設に係る人員・施設基準の適用のイメージ

類型	提供サービス	人員基準	施設基準
通所 × 通所 ①	・通所介護(高齢者) ・就労継続支援B型(障害者)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通所介護：管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員等 ○ 就労継続支援B型：管理者、職業指導員、生活支援員、サービス管理責任者 ※ <u>管理者が兼務可能</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通所介護：食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室等 ○ 就労支援B型：訓練・作業室、相談室(多目的室)、洗面所、便所 ※ <u>機能訓練室、静養室、相談室、事務室、訓練・作業室、洗面所、便所が共用可能</u>
通所 × 通所 ②	・通所介護(高齢者) ・生活介護(障害者) ・放課後等デイサービス(障害児)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通所介護：管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員等 ○ 生活介護、放課後等デイサービス：<u>通所介護の基準で実施可能(基準該当サービス)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通所介護：食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室等 ○ 生活介護、放課後等デイサービス：<u>通所介護の基準で実施可能(基準該当サービス)</u>
通所 × 入所	・通所介護(高齢者) ・短期入所(高齢者) ・保育所(児童)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通所介護：管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員等 ○ 短期入所(高齢者)：管理者、医師、栄養士、生活相談員、看護・介護職員、機能訓練指導員、調理員等 ○ 保育所：保育士、嘱託医、調理師 ※ <u>管理者、医師、栄養士、調理師が兼務可能</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通所介護：食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室等 ○ 短期入所(高齢者)：居室、食堂・機能訓練室、静養室、医務室、面談室、介護職員室、看護職員室、浴室、洗面設備、便所、調理室等 ○ 保育所：乳児室・ほふく、保育室・遊戯室、屋外遊技場、医務室、調理室、便所 ※ <u>食堂・機能訓練室、事務室、医務室、面談室、調理室が共用可能</u>
入所 × 入所 ①	・認知症対応型共同生活介護(高齢者) ・共同生活援助(障害者)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症対応型共同生活介護：管理者、認知症対応型共同生活介護計画作成担当者、介護従事者 ○ 共同生活援助(障害者)：管理者、世話人、生活支援員、サービス管理責任者 ※ <u>管理者が兼務可能</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症対応型共同生活介護：共同生活住居(居室、居間、食堂、台所、浴室等) ○ 共同生活援助(障害者)：共同生活住居(居室、居間、食堂、便所、浴室等) ※ <u>居間、食堂、台所、浴室が共用可能</u>
入所 × 入所 ②	・短期入所(高齢者) ・短期入所(障害者)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 短期入所(高齢者)：管理者、医師、栄養士、生活相談員、看護・介護職員、機能訓練指導員、調理員等 ○ 短期入所(障害者)：<u>短期入所(高齢者)の基準で実施可能(空床利用型事業所)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 短期入所(高齢者)：居室、食堂・機能訓練室、静養室、医務室、面談室、介護職員室、看護職員室、浴室、洗面設備、便所、調理室等 ○ 短期入所(障害者)：<u>短期入所(高齢者)の基準で実施可能(空床利用型事業所)</u>

(注) 下線は、兼務・共用可能。